

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

社会福祉法人福知山学園

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人福知山学園（以下、「法人」という。）の定款第9条及び定款第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行役員とは、理事長及び法人の業務を執行させるために選定した理事をいう。
- (3) 非業務執行役員とは、業務執行役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬並びに費用の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に報酬等並びに費用を支給することができる。

- 2 理事長及び業務執行理事については、報酬等を支給する。
- 3 非業務執行理事及び監事の費用については、理事会及び評議員会への出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の費用については、評議員会への出席等、その都度支給することができる。

(報酬並びに費用の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事
 - ア 報酬は、別表第1「理事長及び業務執行理事の報酬総額範囲内」で支給することとし、支給額については理事会で決定する。
 - イ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。
 - ウ 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない

(2) 非業務執行理事及び監事

非業務執行理事及び監事への費用については、別表2に定める金額とする。

(3) 評議員

評議員への費用については、別表第3に定める金額とする。

(支給日)

第5条 業務執行役員の報酬等の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 非業務執行役員及び評議員への費用は、出席等の都度支給する。

(経費)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

【別表】

別表第1 業務執行役員報酬の総額 年額8,400万円以内

別表第2 非業務執行役員の費用

理事会及び評議員会の出席等の都度（監事の監査を除く。）

・福知山市内 一人一律 10,000円

・福知山市外 一人一律 20,000円

監事の監査

・福知山市内 一人一律 10,000円

・福知山市外 一人一律 20,000円

別表第3 評議員の費用

評議員会出席等の都度

・福知山市内 一人一律 10,000円

・福知山市外 一人一律 20,000円